

優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件

金融庁、財務省
(平成二十六年厚生労働省、経済産業省告示第一号)

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十四条の二第二項及び第百三十九条第一項の規定に基づき、優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から適用し、優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと

金融庁
等に関する基準を定める件（平成十三年財務省告示第一号）は、同日をもって廃
厚生労働省
止する。

平成二十六年三月五日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

一 優先株式等の引受け等（預金保険法（以下「法」という。）第二条第八項に規定する優先株式等の引受け等をいう。次号において同じ。）により救済金融機関（法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。）又は救済銀行持株会社等（同項に規定する救済銀行持株会社等をいう。）が払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が、合併等（同条第二項に規定する合併等をいう。）を行った後の当該救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本比率（銀行法第二十六条第二項に規

定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府
大蔵省 令第三十九号）第一条第七項、長期

信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を

定める命令（平成十二年 総理府
大蔵省 令第四十号）第一条第六項、信用金庫法第八十九条

第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（

平成十二年 総理府
大蔵省 令第四十一号）第三条第六項、協同組合による金融事業に関する

法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定

める命令（平成十二年 総理府
大蔵省 令第四十二号）第一条第三項、労働金庫法第九十四条

第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（
　　総理府

平成十二年大蔵省令第八号）第二条第三項若しくは経済産業省・財務省・内閣府関
　　労働省

内 閣 府

係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）第八十
　　経済産業省

三条第一項第三号口(1)に規定する単体自己資本比率又は銀行法第二十六条第二項に
規定する区分等を定める命令第一条第十六項若しくは第三条第五項、長期信用銀行
法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命
令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条
第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十五項、協同組合による金融事業に
関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分
等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行
法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、経済産業省・財
務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第七十三条第一項第三号口
若しくは長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の二の
六第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。）
を、当該合併等を行う前の当該救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本比
率の水準にまで回復するために必要な額を超えないこと。

二　預金保険機構が、優先株式等の引受け等に係る取得優先株式等（法第六十四条の
二第六項に規定する取得優先株式等をいう。）又は取得貸付債権（同条第五項に規定
する取得貸付債権をいう。）の処分をすることが著しく困難であると認められる
場合でないこと。